

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 22 年 12 月 27 日 号外第 275 号 3 ページ
【法令番号】	平成 22 年 12 月 27 日 政令第 252 号
【管轄省庁】	文部科学省
【施行期日】	平成 23 年 1 月 1 日から施行
【制定の根拠】	日本育英会法第 23 条第 1 項
【法令のあらまし】	1 やむを得ない事由により学資金を返還することが困難となり、返還の条件の変更をする場合における返還期限の特例等を定める。（第 5 条第 3 項関係） 2 学資金の返還の条件の変更が行われる場合における第二種学資金の利率の特例を定める。（第 4 条第 2 項関係）
【改正される法令】	独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成 16 年政令第 2 号）